

激甚災害及び局地激甚災害指定基準

1. 激甚災害指定基準

激甚災害に対処するための特別の財政援助等の措置を行う必要がある災害の指定基準
(昭和37年12月7日、中央防災会議決定指定基準)

激甚災害指定基準	適用すべき措置
激甚法2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 都道府県負担事業の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×100分の25 2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額>当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の5
激甚法5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一の都道府県内の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100分の4 2 一の都道府県内の事業費査定見込額>10億円
激甚法6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	次の1又は2の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額5,000万円以下と認められる場合は除外 1 激甚法5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の1.5であることにより激甚法8条の措置が適用される激甚災害
激甚法8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	次のいずれかに該当する災害。ただし、災害の状態によりその必要なしと認められるものは除外。 (A基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数>当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100分の3

激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>激甚法11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。） >当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 ×100分の5 (B基準) 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材 生産部門）推定額×100分の1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 あるもの 1 一の都道府県内の林業被害見込額>当該都道府県 の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額 ×100分の60 2 一の都道府県内の林業被害見込額>当該年度の全 国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の1</p>
<p>激甚法12条、13条、15条（中小企業信用 保険法による災害関係保証の特例等）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推 定額（第2次産業および第3次産業国民所得×中小企業 付加価値率×中小企業販売率の推計。以下同じ。）×100 分の0.2 (B基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推 定額×100分の0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 >当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分 の2 ただし、火災の場合または激甚法12条の適用がある場 合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害 額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられるこ とがある。</p>
<p>激甚法16条（公立社会教育施設災害復旧 事業に対する補助）、17条、18条（私立 学校施設災害復旧事業の補助等）、19条 （市町村施行の感染症予防事業に関する 負担の特例）</p>	<p>激甚法2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当 該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認め られる場合は除外</p>
<p>激甚法22条（罹災者公営住宅建設事業に 対する補助の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する被害 (A基準) 滅失住宅戸数>被災地全域で4,000戸 (B基準) (1) 滅失住宅戸数>被災地全域で2,000戸 かつ、次のいずれかに該当するもの 1 一市町村の区域内で200戸以上 2 その区域内の住宅戸数の10%以上 (2) 滅失住宅戸数>被災地全域で1,200戸 かつ、次のいずれかに該当するもの 1 一市町村の区域内で400戸以上 2 その区域内の住宅戸数の20%以上 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害 の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。</p>
<p>激甚法24条（公共土木施設、農地及び農 業用施設等の小災害に係る地方債の元利 補給等）</p>	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置に ついては激甚法2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については 激甚法5条の措置が適用される災害</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>災害発生のつど被害の実情に応じ個別に考慮</p>

2. 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の深度の深い災害について、激甚災害として指定 する場合の指定基準（昭和43年11月22日、中央防災会議決定指定基準）

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>(公共施設災害関係)</p> <p>(1) 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。）の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村（当該査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。</p>	<p>1 激甚法3条1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法4条5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法2章の措置</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害復旧事業費に係る地方債について激甚法24条1項、3項および4項の措置</p>
<p>(農地、農業用施設等災害関係)</p> <p>(2) 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第5条第1項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10%を超える市町村（当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。</p>	<p>1 左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法5条、6条の措置</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法24条2項から第4項までの措置</p>
<p>(林業災害関係)</p> <p>(3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村、その他の災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の私有林面積（人工に係るものに限る。）のおおむね25%を超える市町村が1以上ある災害。</p>	<p>左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法11条の2の措置</p>
<p>(中小企業施設災害関係)</p> <p>(4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村（当該被害額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。</p>	<p>左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法12条、13条および15条の措置</p>

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく復旧事業及び府の関係部局

復 旧 事 業 名	根 拠 条 項	関 係 部 局
<p>公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設災害復旧事業 ・公共土木施設災害関連事業 ・公立学校施設災害復旧事業 ・公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業 ・生活保護施設災害復旧事業 ・児童福祉施設災害復旧事業 ・老人福祉施設災害復旧事業 ・身体障害者更生援護施設災害復旧事業 ・知的障害者厚生・授産施設災害復旧事業 ・婦人保護施設災害復旧事業 ・感染症指定医療機関災害復旧事業 ・感染症予防事業 ・堆積土砂排除事業（公共施設区域内） ・堆積土砂排除事業（公共施設区域外） ・湛水排除事業 	<p>3条① 3条② 3条③ 3条④ 3条⑤ 3条⑥ 3条⑥の2 3条⑦ 3条⑧ 3条⑨ 3条⑩ 3条⑪ 3条⑫ 3条⑬ 3条⑭</p>	<p>環境農林水産部、都市整備部 環境農林水産部、都市整備部 教育庁 住宅まちづくり部 福祉部 福祉部 福祉部 福祉部 福祉部 福祉部 健康医療部 健康医療部 環境農林水産部、都市整備部 大阪港湾局 環境農林水産部、都市整備部 大阪港湾局 環境農林水産部、都市整備部 大阪港湾局</p>
<p>農林水産業に関する特別の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ・開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ・森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助 ・土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助 ・共同利用小型漁船の建造費の補助 ・森林災害復旧事業に対する補助 	<p>5条 6条 7条 8条 9条 10条 11条 11条の2</p>	<p>環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部</p>
<p>中小企業に関する特別の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ・小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の還償期間等の特例 ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 ・中小企業者に対する融資に関する特例 	<p>12条 13条 14条 15条</p>	<p>商工労働部 商工労働部 商工労働部 商工労働部</p>
<p>その他の財政援助及び助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ・私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ・母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 ・水防資機材費の補助の特例 ・罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 ・産業労働者住宅建設資金融通の特例 ・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例 	<p>16条 17条 19条 20条 21条 22条 23条 24条 25条</p>	<p>教育庁 教育庁 健康医療部 福祉部 都市整備部 住宅まちづくり部 総務部、教育庁、都市整備部、環境農林水産部 商工労働部</p>

災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金について

1 災害弔慰金の支給について

- (1) 実施主体 市町村（特別区を含む）が条例の定めるところにより実施する
（全市町村で条例を制定済）
- (2) 対象災害 自然災害であって、次のいずれかに該当するもの
- ① 一の市町村（大阪市及び堺市にあっては区）の区域内において住家の滅失した世帯が5世帯以上生じた災害
（住家滅失世帯の算定基準は災害救助法と同じ）
 - ② 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
 - ③ 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
 - ④ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
- (3) 受給遺族 ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母
イ. アのいずれもが存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）
- (4) 弔慰金の額 ア 生計維持者が死亡した場合 500万円
イ その他の者が死亡した場合 250万円
- (5) 費用の負担 国（1/2）、都道府県（1/4）、市町村（1/4）
（まず、市町村が全額支給し、そのうち3/4を都道府県が負担し、さらに都道府県が負担した費用の2/3を国が負担）

2 災害障害見舞金の支給について

- (1) 実施主体 1に同じ
- (2) 対象災害 1に同じ
- (3) 支給対象 (2)により、次のいずれかに該当する重度の障害を受けた者
- ① 両眼が失明したもの
 - ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
 - ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
 - ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
 - ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
 - ⑥ 両上肢の用を全廃したもの
 - ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
 - ⑧ 両下肢の用を全廃したもの
 - ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの
- (4) 見舞金の額 ア 生計維持者 250万円

イ その他の者 125万円

(5) 費用の負担 1に同じ

(6) その他 災害障害見舞金の支給した後に死亡した場合、災害弔慰金が支給されるが、見舞金の支給額のみだけ減額される

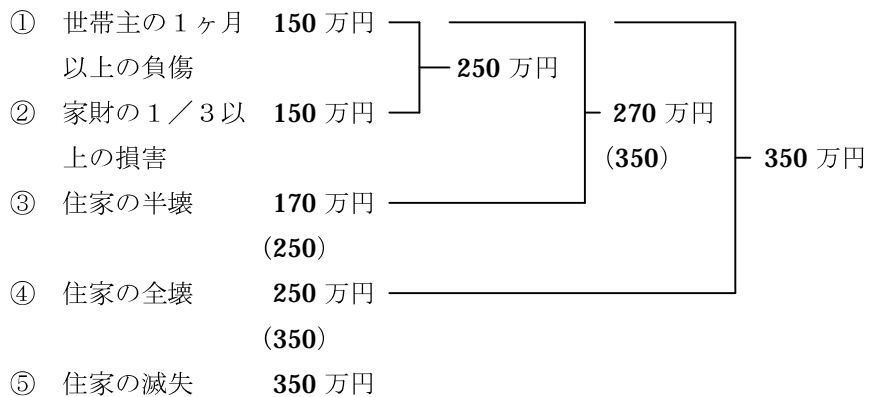
3 災害援護資金の貸付について

(1) 実施主体 1に同じ

(2) 対象災害 都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害

(3) 受給者 (2)により負傷又は住居、家財に被害を受けた者

(4) 貸付限度額 350万円



(注) 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は()内の額

(5) 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。	

(6) 利率 年3% (据置期間中は無利子)

(7) 据置期間 3年 (特別の場合5年)

(8) 償還期間 10年 (据置期間を含む)

(9) 償還方法 年賦又は半年賦

(10) 貸付原資負担 国 (2/3)、都道府県・政令指定都市 (1/3)

(都道府県は、とりあえず市町村〔政令指定都市除く〕に全額貸付け、国がその2/3を都道府県・政令指定都市に貸付ける)